



## 第1章 マニュアルの構成



## <概要>

基本的な説明や考え方を示しています。

## <整備基準>

条例施行規則別表第2に定める整備基準の該当項目部分を抜粋しています。ただし、建築物については別表第2の項目番号とは一致していません。

## <要点>

整備基準の解釈や注意点を示しています。

## <達成することが望ましい目標>

整備基準には示していませんが、達成することが望ましい目標的な基準を示しています。